

# 令和8年度 創業者テナント マッチング事業



空き店舗の整備費用を助成します  
詳しい要件は裏面をご覧ください



飲食業・小売業



サービス業

## ○補助率等

対象経費の1/2以内

①上限100万円

→中心市街地の商店街の区域内への出店

②上限50万円

→中心市街地の商店街の区域外または  
団地核内への出店

## 問い合わせ先

申し込みを希望される方は、必ず事前にご相談ください

鹿児島市産業支援課商業サービス業係

TEL：099-216-1322

MAIL：san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp



市ホームページ

## 創業者テナントマッチング事業とは

鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等の修了者が中心市街地や団地核の空き店舗を活用して新規開業する場合、空き店舗の整備に要する経費の一部を補助するものです。

### 対象者

鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了し、かつ一定の要件を満たす方（令和7・8年度に証明書を交付された方が対象）

○創業に関するセミナー等

- 1 ワンストップ相談窓口
- 2 創業スキル養成講座（基礎編）
- 3 創業スキル養成講座（実践編）
- 4 創業塾
- 5 経営指導員・専門家等によるハンズオン支援（7年度で終了）

街なかりノベーション実践セミナー ※令和4～7年度に修了証書を授与された方が対象

### 補助要件

- ・中心市街地内又は都市機能誘導区域の団地核内に所在する空き店舗への新規出店であること。
- ・個人事業主の場合は市内に居住していること、法人の場合は市内に主たる事業所若しくは営業所があること。
- ・市内に店舗を有していないこと、又は市内に有している店舗において空き店舗の活用後も引き続き事業を営むこと。
- ・納期の到来している市税を完納していること。
- ・開業に必要な許認可等を取得していること、又は取得見込みであること。
- ・空き店舗において行う事業は、原則、6時間以上営業するもので、1月当たりの開業日数が20日以上であること。
- ・開業月から2年間は、経営状況及び雇用状況等を本市が指定する時期に報告すること。
- ・空き店舗が中心市街地の商店街の区域内にある場合は、当該商店街へ入会すること。

### 対象業種

小売業・飲食業及びサービス業

### 対象地域

中心市街地または都市機能誘導区域の団地核

### 対象空き店舗等

- ・対象地域にある空き店舗で、1階部分かつ3か月以上継続して営業活動の行われていないもの
- ・事務所等は対象外

### 補助対象経費

※補助金の交付決定前に工事契約または工事に着工した場合は、補助金の対象外となります

開業に伴う空き店舗の整備に要する経費で、整備工事着手日から営業開始日まで要した経費に限る。

#### 【対象経費の範囲】

- ・内外装費、空調設備費、照明設備費、水回りの改装費及びこれらに類する経費
- ・什器・備品等の購入費は除く

### 募集期間

- ・第1次募集 令和8年 4月1日（水）～ 5月29日（金）
  - ・第2次募集 令和8年 7月1日（水）～ 8月31日（月）
  - ・第3次募集 令和8年 10月1日（木）～ 11月30日（月）
- （予算の状況によっては、募集を予告なしで終了する場合があります）

※空き店舗の賃貸契約を締結する前にご相談ください

直接持参又は郵送（簡易書留）で申請してください

※上記以外にも要件等があります。詳しくは市ホームページ掲載の募集要項を必ずご確認ください。